

第2章 調査結果

1. 小型家電リサイクルの実施状況

(1) 実施状況

① 小型家電リサイクルの実施状況（問1）

ア. 小型家電リサイクルの実施状況

表2は、小型家電リサイクルの実施状況についてまとめたものである。小型家電リサイクル事業実施に該当しない23団体を除く61団体のうち、「実施中」が39団体(64%)、「実施に向けて調整中」「未定(実施する方針で検討中)」と合わせると、58団体(95%)が実施中または今後実施する予定という結果であった。

表2 小型家電リサイクルの実施状況

N=84

実施状況	団体数
実施中	39
実施に向けて調整中	17
未定(実施する方針で検討中)	2
未定(実施しない方針で検討中)	0
実施しない	3
該当なし	23

イ. 実施に向けて調整中の団体の実施予定期（問5）

表3は、小型家電リサイクルを実施中ではないが、実施に向けて調整中の17団体（表2「実施に向けて調整中」参照）の実施予定期についてまとめたものである。調整中の団体のうち、13団体(76%)が平成25年度中または平成26年度当初から実施すると回答した。

表 3 今後小型家電リサイクル実施に向けて調整中の団体の実施予定期 N=17

実施予定期	団体数
平成25年度中実施予定	1
平成26年度当初から	12
平成26年度10月から	2
平成26年度中（時期未定）	1
未定	1

ウ. 実施しない理由（問6）

表4は、小型家電リサイクルを実施しない3団体（表2「実施しない」参照）の、実施しない理由についてまとめたものである。

表4 小型家電リサイクルを実施しない理由

広域事務組合と構成市町村との調整が困難、組織体制的に困難、予算（ランニング・イニシャル）的に困難
実施予定であったが、家庭などの直接搬入台数の増加により委託ごみへの受け入れに支障をきたすため実施できない。
一部事務組合で回収した小型家電をリサイクルしているため。

② 品目による回収方法の区別の有無（C-1）

表5は、対象品目により回収方法を分けているかどうかについてまとめたものである。37団体からの回答があった。「2種類以上に分けている」という団体からは、「携帯電話は個人情報の関係で専用のボックスを設置している」、「ボックス回収、イベント回収は住民に対するPRのため、ピックアップ回収は回収量の増加のために実施している」という回答があった。

表5 小型家電リサイクル回収対象品目による回収方法の区別 N=37

回収方法の区別	団体数
回収方法を分けていない	33
2種類以上に分けている	4

(2) 回収方法 (問2、B)

ア. 小型家電の回収方法

表6は、小型家電の回収方法についてまとめたものである。該当のある61団体のうち、ピックアップ回収を実施しているのが39団体(64%)と最も多かった。続いて直接持ち込みが26団体(43%)、ボックス回収が17団体(28%)という結果であった。

表6 小型家電の回収方法(61団体による複数回答)

回収方法	団体数
ボックス回収	17
ステーション回収	5
ピックアップ回収	39
イベント回収	10
直接持ち込み	26
拠点回収	4
未定	1

イ. 小型家電リサイクル実施のための収集方法の変更の有無(A-3)

表7は、小型家電リサイクルの開始時に、従来の収集方法(分別方法)に変更があったかどうかについてまとめたものである。50団体から回答があり、「有」が11団体(22%)、「無」が39団体(78%)という結果であった。「有」の具体的な内容としては、新たに小型家電回収ボックスを設置したという回答が多かった。新たに分別区分を変更したのは2団体のみであった。

表7 小型家電リサイクル開始時の収集方法(分別方法)変更の有無 N=50

変更の有無	団体数
有	11
無	39

(3) 回収品目（問2、問3、B）

表8は、回収方法ごとに回収品目についてまとめたものである。全101回答から「その他」の44回答を除いた57回答のうち、「政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて」と「政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて」を合わせると72%となり、パソコンを対象外とする回答が多数を占めた。

ボックス回収では、投入口に入らない品目は対象外となるので「その他」に回答が集中したが、デジタルカメラや携帯ゲーム機器など、ボックス回収の特性を生かして高付加価値の品目に対象を絞るという回答が散見された。

表8 回収品目について（各回収方法は61団体による複数回答（表6参照））

回収品目\回収方法	ボックス回収 (N=17)	ステーション回収 (N=5)	ピックアップ回収 (N=39)	イベント回収 (N=10)	直接持ち込み (N=26)	その他 (N=4)	計
政令で定めるもののすべて	0	1	6	3	5	0	15
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	1	1	20	2	11	0	33
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0	0	1	0	0	0	1
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	1	1	3	0	3	0	8
その他	15	2	9	5	7	4	44
計	17	5	39	10	26	4	101

(4) 回収実績 (B)

①小型家電の回収実績

表9は、回収方法ごとの小型家電の回収実績についてまとめたものである。回収方法ごとの回収量比較のため、回収実績の回答のあった団体のうち、回収対象品目を「携帯電話のみ」、「デジタルカメラのみ」など、特定の品目に限定せず、小型家電全般を回収対象としている団体を「該当団体」とし、集計を行った。該当団体の標本数が少なく、また各団体の小型家電リサイクル実施方法について条件が一定ではないため数値は必ずしも実態を正確に表すものであるとは言えないが、回収量としては「ステーション回収」、「ピックアップ回収」、「直接持ち込み」の順に多いという結果となった。

表9 小型家電の回収実績

回収方法	該当団体 ^{※1} 数	1ヶ月あたりの 平均回収量 ^{※2} (kg/月)	住民1人1ヶ月あたり の平均回収量 ^{※3} (g/人月)
ボックス回収	1	5	0.014
ステーション回収	2	5,922	160.13
ピックアップ回収	16	12,306	74.59
イベント回収	1	666 ^{※4}	4.95 ^{※4}
直接持ち込み	1	20,444	59.60
拠点回収	0	—	—

※1 回収実績の回答があった団体のうち、対象品目を特定の品目に限定せず、小型家電全般を回収対象としている団体

※2 各該当団体の1ヶ月あたりの回収量の合計を該当団体数で除したもの。

※3 各該当団体の1ヶ月あたりの回収量を各該当団体人口で除したものの合計を該当団体数で除したもの。

※4 イベント1回あたりの数値。

②小型家電の売却金額（E①～②）

表 10 は、小型家電の売却金額について、回答のあった 21 団体のデータをまとめたものである。住民 1 人 1 ヶ月あたりの売却額が最も高かったのは 4.03 円／人月、最も低かったのは 0.05 円／人月、平均値は 0.76 円／人月、中央値は 0.45 円／人月であった。

表 10 小型家電の売却金額

団体名	回収方法	売却品目	1 ヶ月あたりの 売却額（円／月）	住民 1 人 1 ヶ月 あたり売却額 (円／人月)
A	ステーション ・直接持ち込み	小型家電 ^{*2}	237,951	0.69
B	ステーション	小型家電 ^{*5}	8,176	0.21
C	ピックアップ	小型家電 ^{*1}	122,670	0.93
D	ピックアップ	小型家電 ^{*1}	6,819	0.31
E	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	73,980	0.88
F	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	8,821	0.05
G	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	130,208	2.31
H	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	329,042	4.03
I	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	36,249	0.22
J	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	26,360	0.24
K	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	22,553	0.07
L	ピックアップ	小型家電 ^{*2}	77,670	0.58
M	ピックアップ	小型家電 ^{*3}	36,458	0.31
N	ピックアップ	小型家電 ^{*4}	402,748	0.69
O	ピックアップ	小型家電 ^{*4}	44,058	0.22
P	ピックアップ	小型家電 ^{*4}	69,447	0.45
Q	ピックアップ	小型家電 ^{*6}	14,690	0.06
R	ピックアップ	小型家電 ^{*7}	194,695	0.80
S	ピックアップ	小型家電 ^{*8}	202,980	2.01
T	ピックアップ	小型家電 ^{*9}	30,900	0.57
U	ピックアップ ・直接持ち込み	小型家電 ^{*2}	16,916	0.25

- ※1 政令で定めるものすべて
- ※2 政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて
- ※3 政令で定めるもののうち携帯電話を除くすべて
- ※4 政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて
- ※5 政令に定めるもののうち、パソコン・光ディスクその他の記憶装置・プリンター・電気
こたつ及びストーブを除くすべて
- ※6 小型家電全般（売却先業者より指定のあった特定のデジタル小型家電（単価 200 円
／10kg）およびその他の小型家電（単価 20 円／10kg））
- ※7 携帯電話、小型デジタル家電、金属複合物、二次電池（ニッケル水素電池）、二次電
池（リチウムイオン電池）、二次電池（ニッケルカドミウム電池）、マグネットロン、
電子基板類（電源ボード）、電子基板類（マザーボード）、ハードディスク
- ※8 第一次答申 96 品目中 PC（ノートブック型、デスクトップ型）を除く 94 品目
- ※9 特定品目を中心を選択

(5) 引き渡し（処理委託）先（問4、D⑤）

表11は、小型家電の引き渡し（処理委託）先についてまとめたものである。「検討中・無回答」を除く39団体のうち、認定事業者に引き渡している団体が32団体（82%）、認定事業者以外に引き渡している団体が7団体（18%）であった。

表11 小型家電の引き渡し（処理委託）先

N=61

引き渡し（処理委託）先	団体数
認定事業者	32
その他再資源化を適正に実施する者	7
検討中、無回答	22

(6) 従前より実施している資源物への影響 (E③)

表 12 は、小型家リサイクルを開始したことで、以前から行っていた資源物の売却額に影響があったかについての自由記述による回答をまとめたものである。無回答および「特に変化がない」という回答が多かったが、家電を破碎した後、金属を資源化している団体からは、破碎後金属の回収量が減少したという回答があった。

表 12 従前より実施している資源物への影響

破碎金属の売却額が大幅に減少した。
鉄くず、アルミ類、被覆銅線等の回収量減少に伴い、これらの売却額も減少した。
品目別に有価物として引取りしていたもの（ゲーム機など）について、回収量・売却収入などが減少傾向にある。
従前からの売却家電取扱い先が認定事業者となったため、特段の影響がなくスムーズに移行できた。
破碎機から発生される磁性物が減少し、小型家電、磁性物を合計しても昨年度に比べ売却額が減少した。
鉄の売却額が減少する可能性が高い。
リサイクルにかけるお金が削減された。